

大阪労働協会は令和元年 12 月 26 日付で女性活躍推進法に基づく  
厚生労働省えるぼし認定企業 2 段階目に認定されました。



様式 6

基準適合一般事業主認定通知書

令和元年 12 月 26 日

一般財団法人大阪労働協会

理事長 明石 亮一 殿

令和元年 10 月 15 日付けの申請について、女性活躍推進法第 9 条に基づく基準  
に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 2

【貴社において満たしている省令第 8 条第 1 項第 1 号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
	○	○	○	○

大阪労働局長 井上真



えるぼし制度について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>